

役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人六ヶ所村社会福祉協議会の役員、評議員等（以下「役員等」という。）に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(報 酬)

第2条 第1条に規定する報酬は、別表第1に定めるとおりとする。

(費用弁償)

- 第3条 第1条に規定する費用は、役員等が職務のため旅行した場合支給する。
- 2 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空運賃、車賃、日当及び宿泊料とする。
 - 3 前項の計算、支給方法は、旅費規程を準用する。

(委 任)

第4条 この規程に定めるもののほか、報酬及び費用弁償の支給に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成 9年11月1日より施行する。

平成12年 3月18日 一部改正

平成17年 3月24日 一部改正

平成20年 3月25日 一部改正

別表第1 役員等の報酬

	報 酬 額	備 考
会 長	年額200,000円	